

石運輸第589号の2
令和5年11月30日

一般乗用旅客自動車運送事業者 各位

北陸信越運輸局石川運輸支局長

「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の
許可申請に対する審査基準について」の一部改正について

標記について、別添のとおり北陸信越運輸局長から通知があったので了知
願います。

北信交旅第692号の2
令和5年11月24日

管内各運輸支局長 殿

北陸信越運輸局長

「一般乗用旅客自動車運送事業（一人一車制個人タクシーを除く。）の許可申請に対する審査基準について」の一部改正について

標記について、別紙のとおり公示の一部改正を行ったので、了知されるとともに関係者に周知されたい。

公 示

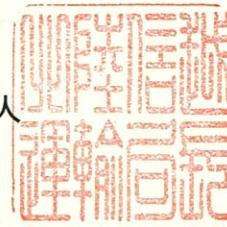
公示第90号

「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の許可申請に対する審査基準について」の一部改正について

「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の許可申請等に対する審査基準について」（平成14年7月1日付け公示第12号）を別紙のとおり一部改正する。

令和5年11月24日

北陸信越運輸局長 佐橋 真人



別 紙

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の許可申請に対する審査基準について

新	旧
公示第12号	公示第12号
<p><u>法人タクシー事業</u>の許可申請に対する審査基準について</p> <p><u>法人タクシー事業（一般乗用旅客自動車運送事業のうち、個人タクシー事業でないもの）</u>の許可申請について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第6条の規定に係る審査基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>平成14年7月1日</p> <p>北陸信越運輸局長 武藤 秀一</p> <p>記</p> <p>1. 営業区域 (略)</p> <p>2. 営業所</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申請者が、土地、建物について<u>1</u>年以上の使用権原を有するもので あり、以下の挙証等があること。</p> <p>① 自己保有の場合は、登記簿謄本の提示又は写しの提出があるこ</p>	<p><u>一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）</u>の許 可申請に対する審査基準について</p> <p><u>一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）</u>の許 可申請について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。） 第6条の規定に係る審査基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>平成14年7月1日</p> <p>北陸信越運輸局長 武藤 秀一</p> <p>記</p> <p>1. 営業区域 (略)</p> <p>2. 営業所</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申請者が、土地、建物について<u>3</u>年以上の使用権原を有するもので あり、以下の挙証等があること。</p> <p>① 自己保有の場合は、登記簿謄本の提示又は写しの提出があるこ</p>

<p>と。</p> <p>② 借用の場合は、契約期間が概ね<u>1</u>年以上の賃貸借契約書の提示又は写しの提出があること。なお、賃貸借契約期間が<u>1</u>年末満の場合は、契約期間満了時に自動的に当該契約が更新されると認められるものであること。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>3. 事業用自動車 (略)</p> <p>4. 最低車両数 (1)～(2) (略) (3) (1)、(2)については、これらの基準によりがたい<u>もの</u>として北陸信越運輸局長が認める場合については、<u>1両以上5両未満の事業用自動車の配置をすることで足りる</u>ものとする。 (4) (略)</p> <p>5. 自動車車庫 (1) 原則として、営業所に併設するものであること。ただし、併設できない場合は、<u>遠隔点呼が行われる自動車車庫を除き、</u>営業所から直線で2キロメートルの範囲内にあって、運行管理をはじめとする管理が十分可能であること。なお、管理については、運行管理のほか、事業用自動車の車内の掲示、点検整備、応急用器具等の備付け等の管理であって、事業計画に照らし個別に判断することとする。 (2) 1営業所に対して著しく多くの自動車車庫を設置する等、不自然な形態での事業用自動車の分散配置は、認めないこととする<u>(遠隔点呼が行われる場合を除く。)</u></p>	<p>と。</p> <p>② 借用の場合は、契約期間が概ね<u>3</u>年以上の賃貸借契約書の提示又は写しの提出があること。なお、賃貸借契約期間が<u>3</u>年末満の場合は、契約期間満了時に自動的に当該契約が更新されると認められるものであること。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>3. 事業用自動車 (略)</p> <p>4. 最低車両数 (1)～(2) (略) (3) (1)、(2)については、<u>離島等</u>これらの基準によりがたいとして局長が認める場合については、<u>これによらないことができる</u>ものとする。 (4) (略)</p> <p>5. 自動車車庫 (1) 原則として、営業所に併設するものであること。ただし、併設できない場合は、<u>営業区域内</u>にあって、運行管理をはじめとする管理が十分可能であること。なお、管理については、運行管理のほか、事業用自動車の車内の掲示、点検整備、応急用器具等の備付け等の管理であって、事業計画に照らし個別に判断することとする。 (2) 1営業所に対して著しく多くの自動車車庫を設置する等、不自然な形態での事業用自動車の分散配置は、認めないこととする。</p>
--	--

- (3) 営業所に配置する事業用自動車の全てを確実に収容できるものであること。
- (4) 原則として他の用途に使用される部分と明確に区画されていること。
ただし、自動車車庫を使用しない時間帯において他の用途として使用することができるほか、他の施設の駐車場として供用されている土地を自動車車庫として使用できる。
- (5) 申請者が土地、建物について1年以上の使用権原を有するものであり、2. (2) の挙証等があること。
- (6) ~ (8) (略)

6. 休憩、仮眠又は睡眠のための施設

(削除)

- (1) 事業計画を的確に遂行するに足る規模を有し、適切な設備を有することであること。なお、休憩、仮眠又は睡眠のための施設を使用しない時間帯において他の用途として使用することができるほか、他に供用されている施設を休憩、仮眠又は睡眠のための施設として使用できる。
- (2) 他の用途に使用される部分と明確に区画されていること。
- (3) 事業計画に照らし運転者が常時使用することができるものであること。
- (4) 申請者が土地、建物について1年以上の使用権原を有するものであり、2. (2) の挙証等があること。
- (5) 建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令の規定に抵触しないものであり、その旨の宣誓書の提出があること。

- (3) 車両と自動車車庫の境界及び車両相互間の間隔が50センチメートル以上確保され、かつ、 営業所に配置する事業用自動車の全てを収容できるものであること。
- (4) 他の用途に使用される部分と明確に区画されているものであること。
- (5) 申請者が土地、建物について3年以上の使用権原を有するものであり、2. (2) の挙証等があること。
- (6) ~ (8) (略)

6. 休憩、仮眠又は睡眠のための施設

- (1) 原則として、営業所又は自動車車庫に併設するものであること。ただし、併設できない場合は、営業所及び自動車車庫のいずれからも直線で2キロメートルの範囲内にあること。
- (2) 事業計画を的確に遂行するに足る規模を有し、適切な設備を有することであること。
- (3) 他の用途に使用される部分と明確に区画され、かつ、事業計画に照らし運転者が常時使用することができるものであること。
- (4) 申請者が土地、建物について3年以上の使用権原を有するものであり、2. (2) の挙証等があること。
- (5) 建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令の規定に抵触しないものであり、その旨の宣誓書の提出があること。

7. 管理運営体制

(1) ~ (2) (略)

(3) 運行管理を行う体制及び運行管理を担当する役員等運行管理に関する指揮命令系統が明確であること。また、複数の運行管理者を選任する営業所にあっては、運行管理者の業務を統括する運行管理者が運行管理規程により明確化されていることを含め、運行管理責任が分散しないような指揮命令系統を有するものであること。

(4) ~ (8) (略)

(9) 整備管理を行う体制が整備されていること（事業用自動車が5両以上の場合には、原則として、常勤の有資格の整備管理者の選任計画があること。ただし、一定の要件を満たすグループ企業（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に定める子会社及び親会社の関係にある企業及び同一の親会社を持つ子会社をいう。）に整備管理者を外部委託する場合は、事業用自動車の運行の可否の決定等整備管理に関する業務が確実に実施される体制が確立されていること。）。

(10) (略)

8. ~ 9. (略)

10. 法令遵守

(1) 申請者又は申請者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する常勤の役員で専従する役員のうち1名が法人タクシー事業の遂行に必要な法令の知識を有するものであること。なお、法令の知識については、別に定める法令試験によって判断するものとする。

7. 管理運営体制

(1) ~ (2) (略)

(3) 運行管理を担当する役員等運行管理に関する指揮命令系統が明確であること。また、複数の運行管理者を選任する営業所にあっては、運行管理者の業務を統括する運行管理者が運行管理規程により明確化されていることを含め、運行管理責任が分散しないような指揮命令系統を有するものであること。

(4) ~ (8) (略)

(9) 原則として、常勤の有資格の整備管理者の選任計画があること。ただし、一定の要件を満たすグループ企業（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に定める子会社及び親会社の関係にある企業及び同一の親会社を持つ子会社をいう。）に整備管理者を外部委託する場合は、事業用自動車の運行の可否の決定等整備管理に関する業務が確実に実施される体制が確立されていること。

(10) (略)

8. ~ 9. (略)

10. 法令遵守

(1) 申請者又は申請者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する常勤の役員で専従する役員のうち1名が一般乗用旅客自動車運送事業の遂行に必要な法令の知識を有するものであること。なお、法令の知識については、別に定める法令試験によって判断するものとする。

(2) ~ (3) (略)	(2) ~ (3) (略)
11. ~ 15. (略)	11. ~ 15. (略)
附 則 (略)	附 則 (略)
<u>附 則 (令和5年11月24日付け公示第90号で一部改正)</u>	
<u>この公示は、令和5年11月24日以降に受理する申請から適用する。</u>	
(別 表) ~ (別添様式) (略)	(別 表) ~ (別添様式) (略)